

令和5年度 第1回 健康保育研究協議会(回答)

		登園届(訂正案)	
		承認	不承認
1	小口会長	○	
2	篠本副会長	○	
3	本田委員		○
4	森田委員	○	○
5	松永委員	○	
6	吉田委員	○	
7	松本委員		○
8	米谷委員	○	
9	鈴木委員	○	
10	高橋委員	○	
11	大橋委員	○	
12	土井委員	○	
13	渡邊委員	○	
14	大島委員	○	
15	野崎委員	○	
16	大瀧委員	○	
合計		14	3

令和5年度 第1回 健康保育研究協議会

登園届(再訂正案)について

	承認	不承認	意見
小口会長	○		
篠本副会長	○		よろしく願います。
本田委員		○	「伝染性膿痂疹」は他疾患と比べ重症度が高いとは考えられず、「許可証明書」に残すのではなく、「登園届」に編入でよいかと考えます。
森田委員	○	○	実施、運用はいつからになるのでしょうか。
松永委員	○		承認はしますが、水痘は判断に悩む症例が増えたこともあり、経過を確認するという意味で、登園許可証明書に残しても良いのではと考えます。
吉田委員	○		お手数をおかけしております。近年の患者さんの国際化がすすんでいますので、多言語の翻訳が必要かもしれません。ケイタイ翻訳機能が進化したので心配は不要かもしれませんが。
松本委員		○	何度も申し訳ございません。登園届の最下段「※」の記載についてです。RSヒトメタだけでなく、インフルやコロナ、溶連菌、アデノ、マイコ、百日咳、ノロなども状況により臨床診断をします。よって、RSとヒトメタに「※」をつけるのをやめたいかかと思えます。
米谷委員	○		特にありません。
鈴木委員	○		
高橋委員	○		
大橋委員	○		特にありません。
土井委員	○		特にありません。
渡邊委員	○		船橋市登園届に承認しますが、水痘について意見があります。登園の目安では「すべての発しんが痂皮化している」となっていますが、登園時の慌ただしい中で、子どもの体を見て、全ての発しんがかさぶたになっているか確認することは、保育園では難しいと思います。水ぶくれになっているものとかさぶたになっているものが混在している状態で判断に迷うケースも出てくると思われます。また、水ぶくれが残っている状態で受け入れてしまうと感染を広げてしまうことにつながります。水痘は、休まなければいけない期間が明確に示されていないので、できれば登園届ではなく、医師による登園許可証明書が望ましいと考えます。
大島委員	○		概ね賛成ではあるが、水痘に関しては登園の目安が「すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること」とある。回復し保育園の登園再開時、発疹がすべて痂皮化しているか全身を確認することは保育園現場では困難であるとする。朝の送迎時間で保護者も急いでおり、職員の確認作業も厳しい。可能であれば、水痘は登園許可である方がよいと考える。
野崎委員	○		
大瀧委員	○		